

白井市地域公共交通網形成計画 計画方針、計画目標(案)

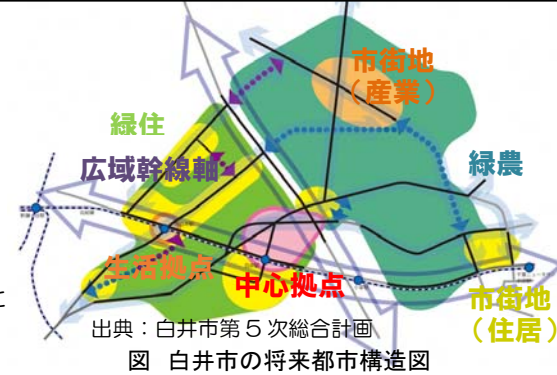
白井市の公共交通施策の位置づけ (白井市第5次総合計画・都市マスタープラン)

① 白井市第5次総合計画(基本理念:「安心」「健康」「快適」)

まちづくりの将来像 : ときめきとみどりあふれる快活都市
 【重点戦略3 拠点創造プロジェクト】
 利便性の良い交通ネットワークの確保
 拠点間を移動しやすいよう、北総線運賃対策をはじめ、循環バス・鉄道など交通ネットワークの利便性の向上を進めます。

② 白井市都市マスタープラン

【都市づくりの戦略プラン3 拠点がつながる都市づくり】
 それぞれの拠点・交流の場をネットワーク化するため、(中略) 集落間や市街地と交通ネットワークの整備を進めます。
 (主要な取組)・公共交通について利便性向上の促進



白井市における地域公共交通の基本方針(法55②I)

白井市におけるまちづくりの基本理念や将来像、地域公共交通の現状や今後の人口動向などを踏まえ、本計画の基本方針を以下のように設定する。

**快適な生活の移動手段を確保し、“つながる”ことでまちの活力を育む、
 持続可能で利便性の高い公共交通体系を確立する**

白井市の公共交通を取り巻く課題

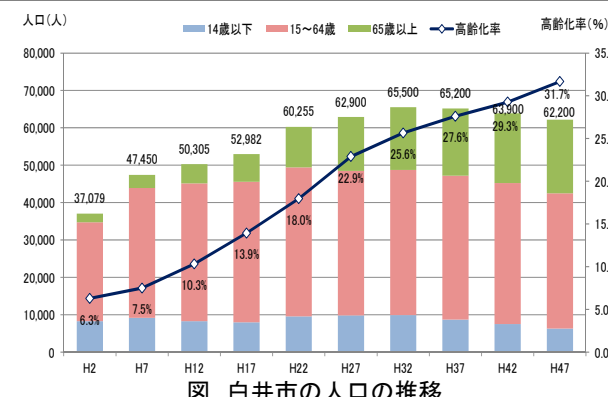
1. 地域の現状から見た課題

① 将来の人口減少及び少子高齢化への対応

少子高齢化の進展や、それに伴う人口減少により、鉄道やバス利用の増加が見込めず、サービス低下が懸念される。

② 地区特性に応じた交通の必要性

市内には在来地区、昭和54年に街開きしたニュータウン地区や近年の開発地区がある。地区により世帯や年齢の構成、主な移動先や利用する交通手段に違いがあるため、地区の需要に対応した交通サービスの充実が求められる。



2. 公共交通の現状から見た課題

③ 公共交通機関の役割分担が不明確・非効率

公共交通機関の役割が明確でなく、路線の重複が多い区間などがあり、わかりにくく、効率的でない運行形態がある。

④ 公共交通機関同士の交通結節機能が不十分

公共交通機関同士の交通結節機能が十分とはいえない状況であり、他の交通手段への円滑な乗り継ぎといった利便性が低い。

⑤ 公共交通空白地域の存在

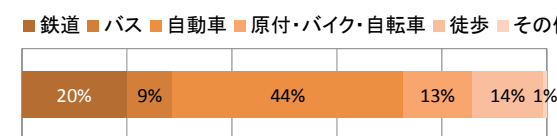
鉄道駅やバス停留所から離れた交通空白地区が市内に残っており、公共交通の利便性が低い地区が残っている。



3. 市民の移動実態調査から見た課題

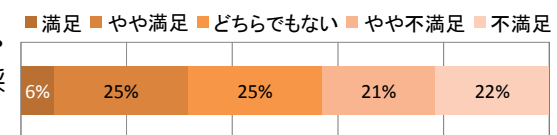
⑥ 高い自動車の依存度

自家用車の依存度が高く、地域公共交通の持続性が懸念される。



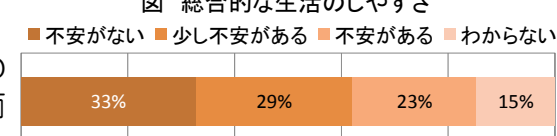
⑦ 鉄道・バスサービスへの不満

鉄道の運賃・本数やアクセス特急への接続、バスの運行本数や行先・経路への不満があり、市民ニーズや利用実態、官民の役割分担、採算性等を踏まえた見直しが望まれる。



⑧ 交通環境の整備

将来的な移動の不安を抱えている人が多く、市民(特に高齢者)の公共交通需要に備えた交通環境の整備(屋根やベンチ等)や運賃面でのサービスが望まれる。



基本方針(法55②I) 計画目標(法55②III) 評価(法55②V)

対応方針1:新たな交通結節点を中心とした公共交通網を形成する

効率的な交通結節点を設定し、集落間や市街地とをつなげる幹線、支線の公共交通ネットワークを形成

目標1 ネットワークの拠点となる交通結節点の整備

指標：交通結節点の整備

現状：2箇所(西白井駅・市役所) → 目標：3箇所

対応方針2:多様な公共交通手段の役割分担と連携による公共交通網を形成する

鉄道、バス(路線バス、コミュニティバス)、タクシーそれぞれの持つ役割を生かした適切な役割分担による公共交通ネットワークの形成

目標2 公共交通のエリアカバー率の確保

指標：公共交通(鉄道・バス)サービス改善による人口カバー率の増加

現状：89.0% → 目標：95.0%

対応方針3:だれもが安全に安心して利用できる公共交通を提供する

市民及び来訪者のだれも対しても、使いやすく、また利便性の高い公共交通の提供

目標3 公共交通の利用者の確保

指標：公共交通(バス)の利用者数の確保

現状：127万人/年 → 目標：140万人/年

指標：公共交通(鉄道)の市内駅利用者数の確保

現状：408万人/年 → 目標：428万人/年

対応方針4:行政・市民・事業者の協力による公共交通の利用啓発

行政、市民、事業者の協力による、自動車の利用抑制、公共交通利用啓発活動、利用促進活動への取り組みを実施

目標4 公共交通利用促進活動の実施及び強化

指標：公共交通利用促進事業の新たな取り組みの実施と既存事業の強化

現状：2事業 → 目標：3事業

白井市公共交通網形成計画 事業内容(案) 事業内容(法) (法52Ⅳ)

○計画の区域 (法52Ⅱ)
白井市全域とする



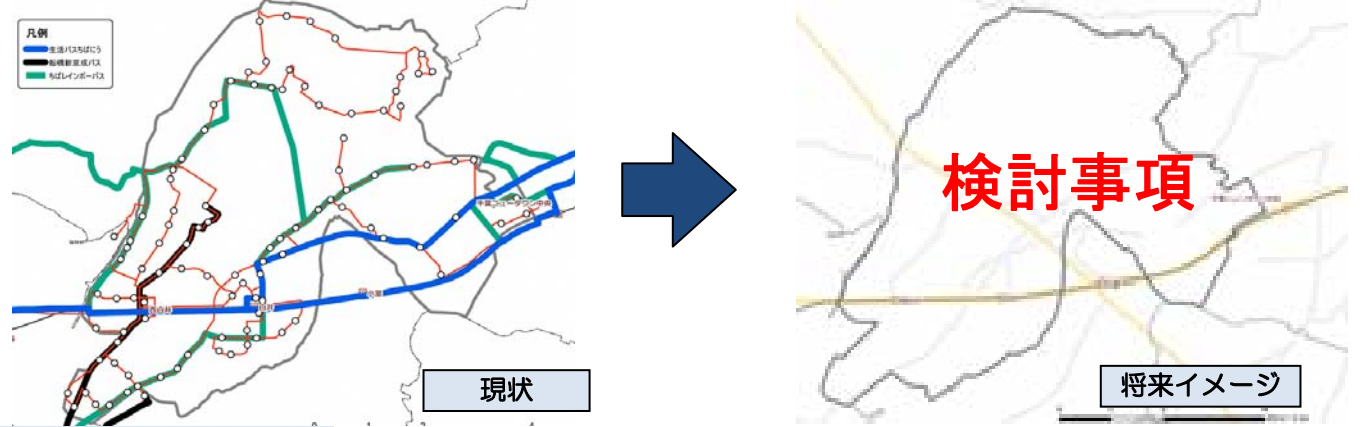
○計画期間 (法52Ⅵ)
 ・本計画の計画期間は、平成 30 (2018) 年度から平成 34 (2022) 年度までの5年間とする。
 ※循環バスの委託契約の更新年度 (平成 32 (2020) 年) を、ターニングポイントとして捉え、前期では、各事業の検討を並行して開始し、小型車両の活用などを図る。後期では、交通結節点の整備事業を実施し、ネットワークの構築を図る。

○事業スケジュール

	事業名	事業内容	前期 (2018年~2020年)	後期 (2021年~2022年)
事業1	効率的で分かりやすい公共交通網形成事業	① 幹線・支線等役割分担をした公共交通ネットワークの構築	検討	取組
		② 幹線・支線の接続への配慮	検討	取組
事業2	各地区内の生活の足の質を向上する施策	① 民間事業者主体の持続的な公共交通サービスの維持	検討	取組
		② 需要規模や導入範囲に応じた小型車両の活用	検討	取組
事業3	乗り継ぎポイントの整備事業	① 駅や主要バス停留所等での交通結節点の整備	検討	取組
		② バス待ち環境の整備	検討	取組
事業4	利用促進にむけた取り組み事業	① 公共交通の情報提供の工夫	検討・取組	取組
		② 公共交通の利用啓発	検討・取組	取組

事業1 効率的で分かりやすい地域公共交通網形成事業

① 幹線・支線等役割分担をした公共交通ネットワークの構築
 路線バスの運行の地区を中心に、幹線バス路線を維持し、駅、市役所等の主要施設、バス終点を交通結節点とし、フィーダーサービスとして循環バスを設定する。



② 幹線・支線の接続への配慮
 幹線・支線間のダイヤ設定等の接続を向上させ、乗り継ぎの負担感を低減し、利用しやすいようにする。

事業2 各地区内の生活の足の質を向上する施策


① 民間事業者主体の持続的な公共交通サービスの維持
【事例】
 路線計画・走行環境は行政が行い、運行は民間事業者の独立採算による運行
 (東京都足立区「はるかぜ」)



【事例】
 行政のサポートによる事業者・住民との協働による民間バス路線の新設・再編
 (神奈川県横浜市戸塚区)



② 需要規模や導入範囲に応じた小型車両の活用
 現在バスの導入が難しい地区において、小型の車両を導入し、地区内を移動できる交通手段を導入する。
【事例】
 需要の少ない地区でのワゴン型車両での乗合タクシーの運行
 (神奈川県愛川町)




【事例】
 近隣の買物や通院等外出の補助のための、セダン型乗合タクシーの実証実験
 (神奈川県藤沢市)
 出典：藤沢市資料




事業3 乗り継ぎポイントの整備事業


① 駅や主要バス停留所等での乗り継ぎポイントの整備
 鉄道駅や主要バス停 (市役所やバス終点等)、乗継バス停 (今後整備予定) において、鉄道とバス、バス同士の乗り継ぎが容易になるように、バス停や待合施設を整備する。
【事例】
 中間停留所 (新潟市役所) での上屋付きターミナルを整備し、乗換拠点として整備 (新潟県新潟市)




【事例】
 主要停留所での情報提供 (各系統での発着案内等)
 (愛知県岐阜市)



② バス待ち環境の整備
 バス停での待ちを安全かつ容易にできるように、主要バス停バス停上屋やベンチ等のバス待ち環境を整備する。また、バス停での情報提供を充実しバスの利便性の向上を図る。
【事例】
 乗換拠点となる中間停留所での民地を活用した、バス待ち環境整備の補助 (香川県高松市)
 出典：高松市資料




【事例】
 各バス停での地図ベースの路線案内図と乗換案内
 (ドイツベルリン)




事業4 利用促進にむけた取り組み事業

① 公共交通の情報提供の工夫
 鉄道とバス、バス同士の乗継が容易になるような、各種バス共通の情報提供案内図を作成し、駅や停留所等へ提示するとともに、住民に配布を行う。
【事例】
 方面別の系統番号をアルファベットで区分して分かりやすくする (愛知県岐阜市)
 出典：岐阜バス



【事例】
 バスや鉄道の公共交通路線図を作成し、住民へ配布 (北海道札幌市「なまら便利なバスマップ」)
 出典：NPO 法人ゆうらん



② 公共交通の利用啓発
 市民の自家用車利用の抑制や公共交通の利用の意識を啓発するため、住民全体や、職場・学校等の場や特定路線を対象に、利用啓発活動を実施する。
【事例】
 学校教育の場における地域の公共交通 (バス) に関する学習 (静岡県富士市)
 出典：国土交通省



【事例】
 コミュニティバスの利用促進のための、転入者に対する利用啓発活動 (茨城県竜ヶ崎市)
 出典：国土交通省

